

第31回 新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部 次第

日 時 令和3年4月16日（金）17時30分から

場 所 西庁舎6階災害対策本部室

議題

1. まん延防止等重点措置の指定に伴う本県の対応
2. その他

まん延防止等重点措置の指定に 伴う本県の対応

令和3年4月16日

まん延防止等重点措置等の概要

- 1 まん延防止等重点措置を実施する区域（措置区域）
横浜市、川崎市、相模原市
- 2 措置を実施する期間
令和3年4月20日から令和3年5月11日（22日間）
- 3 実施する措置の内容
 - 県民への要請
 - 事業者への要請
 - 措置の実効性を確保する取組
 - 飲食店の訪問と神奈川らしい新たな認証制度のイメージ
 - 医療提供体制の確保等の取組
 - 県機関の取組及びその他の取組

県民への要請

県内全域(措置区域+その他区域)

○ 生活に必要な場合を除く外出自粛の要請

※生活に必要な場合の例

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、
必要な出勤・通学、自宅近隣における屋外での運動や散歩など、
生活や健康の維持のために必要なもの

○ 時短を要請している時間以降の飲食店の利用の自粛

○ 感染対策が徹底されていない飲食店の利用自粛の協力要請

○ 路上での飲酒(いわゆる路上飲み)をしない

○ 昼夜を問わずマスク飲食の実践

○ 感染リスクが高まる「5つの場面」※、在宅勤務、時差出勤などの周知の徹底

※ 5つの場面: 飲酒を伴う懇談会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり

事業者への要請（飲食店等（「別表1」））

措置区域 （横浜市、川崎市、相模原市）	その他の区域
○営業時間の短縮要請（法第31条の6第1項） 【時 間】20時まで（酒類の提供は11時から19時まで）	○営業時間の短縮要請（法第24条第9項） 【時 間】21時まで（酒類の提供は11時から20時まで）
○まん延防止等の措置（法第31条の6第1項） <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員に対する検査を受けることの勧奨 ・ 入場者の感染防止のための整理及び誘導 ・ 発熱、その他の症状のある者の入場の禁止 ・ 手指の消毒設備の設置 ・ 事業所の消毒 ・ 入場者へのマスク飲食の周知 ・ 正当な理由なくマスク飲食等の感染防止 ・ 措置を講じない者の入場の禁止 ・ 施設の換気 ・ アクリル板等飛沫を遮ることのできる板等の設置、利用者の適切な距離の確保など飛沫感染防止に効果のある措置 	○まん延防止等の措置（法第24条第9項） <div style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">同左</div>
○必要に応じて以下の措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 要請に応じない事業者への命令（法第31条の6第3項） ・ 要請・命令時の公表（法第31条の6第5項） ・ 命令のための立入検査等（法第72条） ・ 命令違反等に対する過料（法第80条） 	
○全ての店舗へのガイドライン遵守要請（法第24条第9項） ○飲食を主として業としている店舗に対するカラオケ設備の利用自粛要請（法第24条第9項）	

別表 1

法第31条の6に基づき、営業時間の短縮を要請する施設

食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店（居酒屋含む）、喫茶店 等（宅配・テークアウトサービスは除く。）

施設の種類	施設
飲食店	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店 等（宅配・テークアウトサービスは除く。）
遊興施設等	バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗

事業者への要請(その他の施設(「別表2」))

措置区域 (横浜市、川崎市、相模原市)	その他の区域
○営業時間短縮の協力依頼 【時間】20時まで	○営業時間短縮の協力依頼 【時間】21時まで

施設	
運動施設、遊技場	<ul style="list-style-type: none"> ・人数上限5,000人、かつ、収容率要件※以下とすること。 ※大声なし:100%以内 大声あり:50%以内 ・時短営業の働きかけ ・入場者の感染防止のための整理誘導の働きかけ
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場又は公会堂、展示場	
博物館、美術館又は図書館	
ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)	
遊興施設(食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び別途通知する施設を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ・時短営業の働きかけ ・入場者の感染防止のための整理誘導の働きかけ
物品販売業を営む店舗(1000平米超)(生活必需物資を除く。)	
サービス業を営む店舗(1000平米超)(生活必需サービスを除く。)	

※具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする。

○全ての店舗へのガイドライン遵守要請(法第24条第9項)

別表 2

法によらない、営業時間の短縮の働きかけを行う施設
(外出を誘発し、飲食につながる可能性がある施設)

施設に人が集まり、飲食につながる可能性のある一定の施設(別表2)については、時短営業等について働きかけを行う。

施設の種類	施設
遊興施設	(食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び別途国が通知する施設を除く。)
運動、遊技施設	運動施設又は遊技場
劇場等	劇場、観覧場、映画館又は演芸場
集会・ 展示施設	集会場又は公会堂、展示場、 ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)、博物館、美術館 又は図書館
商業施設	物品販売業を営む店舗(1,000平米超) サービス業を営む店舗(1,000平米超)

事業者への要請（イベントの制限）

措置区域 (横浜市、川崎市、相模原市)		その他の区域											
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">収容率</th> <th>人数上限</th> </tr> <tr> <th>歓声・声援等が想定されないもの</th> <th>歓声・声援等が想定されるもの</th> <td rowspan="3">5,000人</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・クラシックコンサート ・演劇、寄席、古典芸能等 (雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、講談、落語等) ・展示会 等 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ロック、ポップコンサート ・スポーツイベント 等 </td> </tr> <tr> <td>100%以内 (席がない場合は適切な間隔)</td> <td>50%以内 (席がない場合は十分な間隔)</td> </tr> </tbody> </table>		収容率		人数上限	歓声・声援等が想定されないもの	歓声・声援等が想定されるもの	5,000人	<ul style="list-style-type: none"> ・クラシックコンサート ・演劇、寄席、古典芸能等 (雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、講談、落語等) ・展示会 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ロック、ポップコンサート ・スポーツイベント 等 	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%以内 (席がない場合は十分な間隔)		
収容率		人数上限											
歓声・声援等が想定されないもの	歓声・声援等が想定されるもの	5,000人											
<ul style="list-style-type: none"> ・クラシックコンサート ・演劇、寄席、古典芸能等 (雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、講談、落語等) ・展示会 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ロック、ポップコンサート ・スポーツイベント 等 												
100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%以内 (席がない場合は十分な間隔)												
※具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする。													
<p>○営業時間短縮の協力依頼 【時 間】20時まで</p>		<p>○営業時間短縮の協力依頼 【時 間】21時まで</p>											
<p>○イベント主催者等へのガイドライン遵守要請 ○入場者の感染防止のための整理誘導の働きかけ</p>													

その他事業者への要請

県内全域(措置区域+その他区域)

○ テレワークの徹底 等

- 「出勤者数の7割削減」について働きかけを行う。
- 感染リスクが高まる「5つの場面」を避けるなど、通勤・在勤時の密を防ぐ取組の働きかけを行う。
- 基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛を呼びかけるよう働きかけを行う。

○ 大学や学校への要請

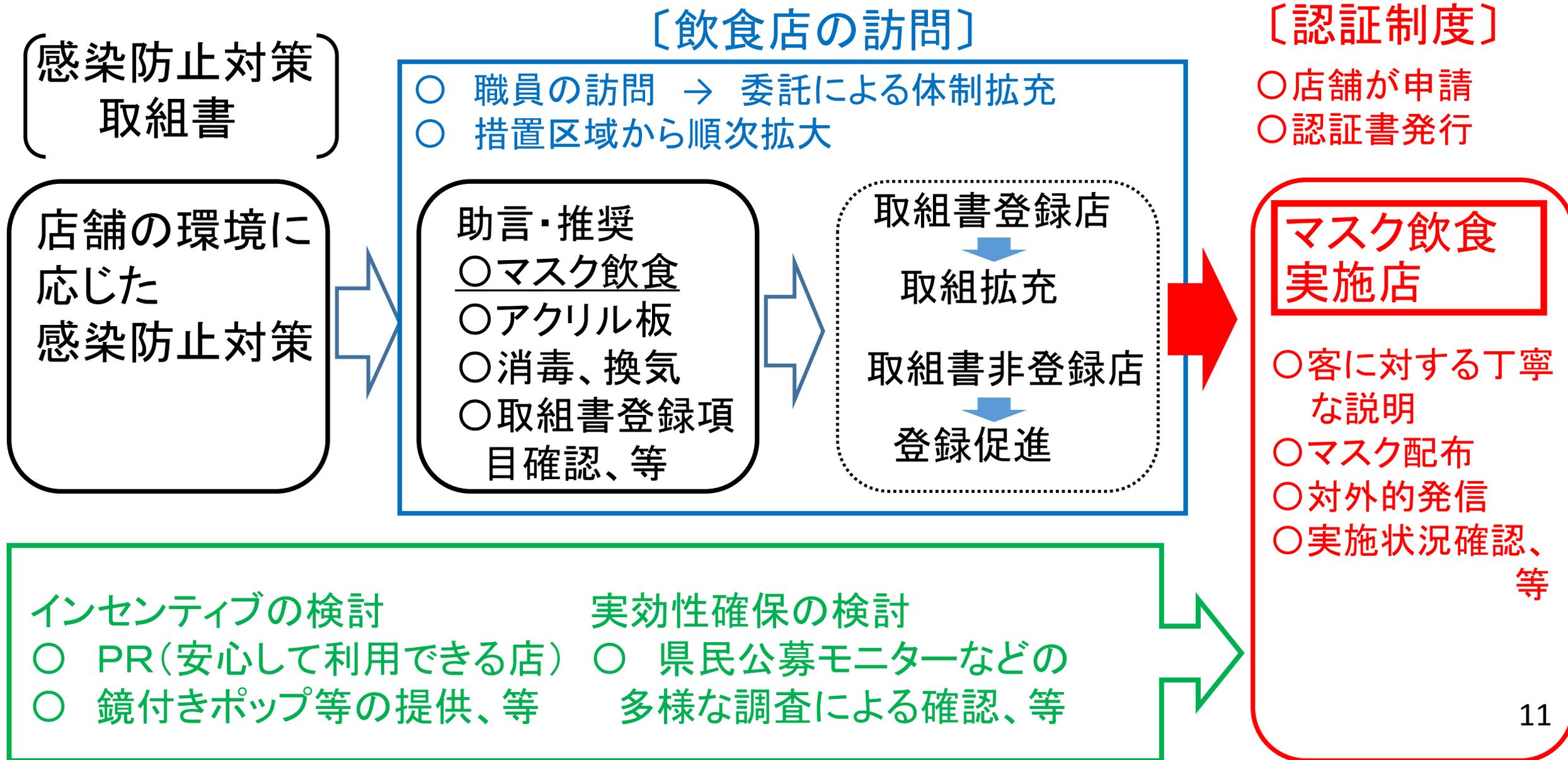
- 大学や学校に対し、学生、生徒への基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛を呼びかけるよう要請する。
- 感染防止のための所要の措置を講じることを要請する。
- 特に寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底を要請する。

措置の実効性を確保する取組

県内全域(措置区域+その他区域)

- 時短要請に対応する協力金の支給
 - 新たに規模別協力金制度を導入(売上高方式又は売上高減少額方式)
 - 措置区域: 中小企業4~10万円/日、大企業0~20万円/日
 - その他の区域: 中小企業2.5~7.5万円/日、大企業0~20万円/日
 - 支給条件
 - 感染防止対策取組書等の掲示、マスク飲食の推奨
- 個別店舗に対し、時短の協力依頼、感染防止対策の取組状況の確認、マスク飲食実施店制度の啓発
- あらゆる広報媒体を通じた外出自粛要請の周知

飲食店の訪問と神奈川県らしい新たな認証制度のイメージ



医療提供体制の確保等の取組

県内全域（措置区域及びその他区域）

(1) 病床確保

- 医療機関との協定に基づくフェーズに応じた即応病床の確保に努める。（最大確保病床の増床 1,555床⇒1,790床）
- 後方支援病院の充実・搬送体制の確保と変異株患者入院措置等見直しを行う。（後方支援病床の充実：昨年末205床⇒現在605床）

(2) 自宅療養支援体制

- リスクの高い療養者を早期に医療ケアに繋げる「地域療養の神奈川モデル」の展開を図る。
- 血中酸素飽和度に着目した健康観察による自宅療養の支援と「かながわ緊急酸素投与センター」の運用準備を行う。

(3) 宿泊療養施設の確保

- 第3波後に確保した新たな宿泊療養施設（約500室）を含め、利用率向上に向けた取組を行う。

(4) 医療機関・福祉施設等への感染拡大防止に対する支援

- 施設等の感染拡大防止に関する指導・助言等クラスター未然防止対策に対する支援に努める。
- C-CATの早期投入により、小規模クラスターの拡大防止及び大規模クラスターの発生時の収束に向けて、継続的な支援を行う。

(5) 検査体制の充実

- 変異株の監視体制を強化するため、モニタリング検査を拡充する。
- 日本財団と連携し、全県下で、高齢者施設従事者への定期検査を実施する。
- 感染拡大地域で、障害者施設従事者への定期検査を重点的に実施する。
- 国事業と連携し、市中・事業所・大学でのモニタリング検査を実施する。

県機関の取組及びその他の取組

県内全域(措置区域＋その他区域)

○ 県機関の取組

別途定める「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に沿って県民利用施設の休館等の対応を行う。

○ その他の取組

- ・ まん延防止等重点措置等により影響を受ける県民・事業者に対し、国の施策と連携し、きめ細かな支援に努める。
- ・ 県民や事業者の様々な相談に応じるため、コールセンターによる相談体制を拡充する。

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第9弾）について（案）

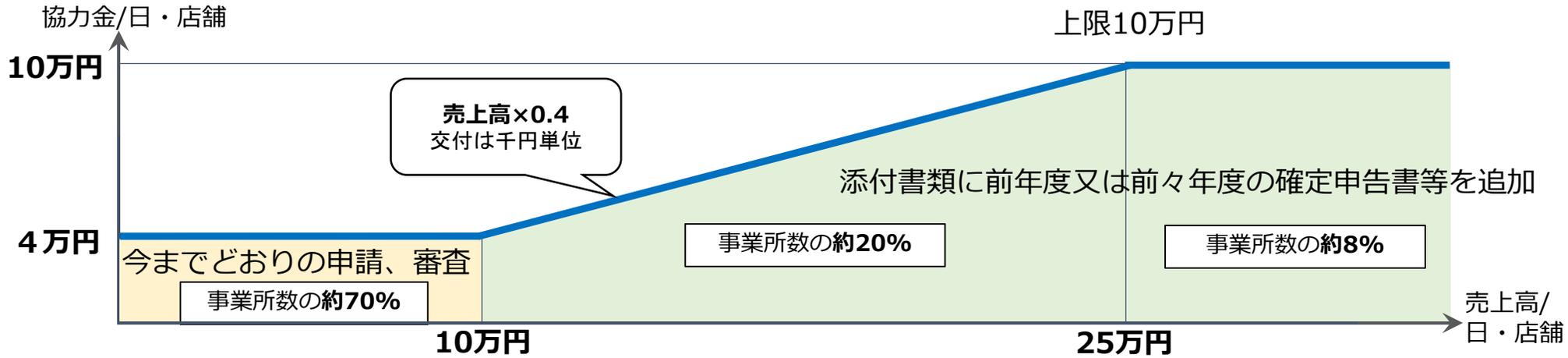
1 まん延防止等重点措置の適用地域（横浜市・川崎市・相模原市）

- ・要請対象施設 食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店等
- ・時短要請内容 4月20日～5月11日の22日間、20時までの時短要請
(酒類の提供は11時から19時まで)
- ・想定対象店舗数 約24,000店舗（第5弾の実績をベースに積算）
- ・所要額 協力金約317億円（事業規模に応じて交付）…①

<中小企業> 売上高方式：前(々)年度の売上高×0.4(下限4万円/日、上限10万円/日)

<大企業> 売上高減少額方式：売上高減少額×0.4（下限なし、上限20万円/日）

<中小企業：売上高方式>



<大企業：売上高減少額方式> 事業所数の約2%

1日当たりの売上高の減少額×0.4（下限なし、交付は1,000円から、上限20万円）

※中小企業においても、この方式を選択可

2 その他の地域（横浜市・川崎市・相模原市を除く県域）

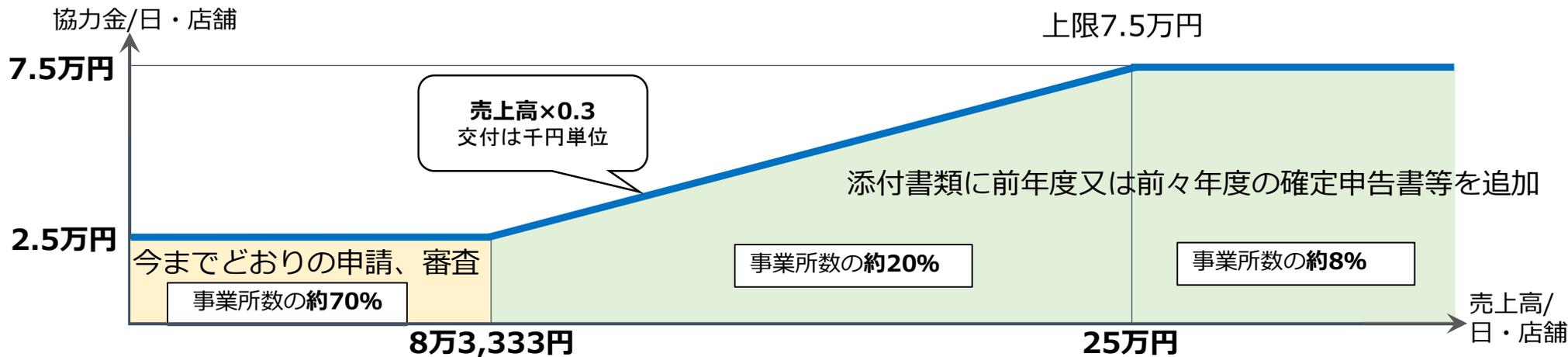
- ・要請対象施設 食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店等
- ・時短要請内容 4月20日～5月11日の22日間、21時までの時短要請
(酒類の提供は11時から20時まで)
- ・想定対象店舗数 約16,000店舗（第5弾の実績をベースに積算）
- ・所要額 協力金約150億円（事業規模に応じて交付）…②

＜中小企業＞ 売上高方式：前(々)年度の売上高×0.3（下限2.5万円/日、上限7.5万円/日）

＜大企業＞ 売上高減少額方式：売上高減少額×0.4

（下限なし、上限は「20万円/日」又は「前(々)年度の売上高×0.3」のいずれか低い方）

<中小企業：売上高方式>



<大企業：売上高減少額方式>

事業所数の約2%

「1日当たりの売上高の減少額×0.4」

(上限は「20万円」又は「前(々)年度の売上高×0.3」のいずれか低い方)

※中小企業においても、この方式を選択可

所要額（合計） ①約317億円 + ②約150億円 + 事務費約11億円 = 約478億円

協力金額の判定方法(横浜市・川崎市・相模原市)

中小企業か

※中小企業は、飲食業については、資本金等の額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人。カラオケなどのサービス業については、資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人。

はい

前年又は前々年の4・5月の
飲食部門における1日当たりの売上が
以下のどれに当たるか

- ① : 10万円以下
- ② : 10万円超～25万円以下
- ③ : 25万円超

③

前年又は前々年4・5月の
飲食部門における1日当たりの
売上が、今年4・5月の1日当たり
売上がと比較して、
減少額が25万円以下か

はい

いいえ

1日あたり協力金額

添付書類

4万円/日
【売上高方式】

売上高を証する
書類は不要(70%の店舗)

- ・誓約書
- ・内外観の写真
- ・営業許可証の写し
など

売上高に応じて
4～10万円/日
【売上高方式】

- ・誓約書
- ・内外観の写真
- ・営業許可証の写し
- ・確定申告書の写し
- ・対象月の前年又は
前々年の売上に係
る売上帳等の写し
など

10万円/日
【売上高方式】

売上高減少に応じて
10～20万円/日
【売上高減少方式】

- ・誓約書
- ・内外観の写真
- ・営業許可証の写し
- ・確定申告書の写し
- ・対象月及びその前
年又は前々年の売
上に係る売上帳等
の写し
など

売上高減少に応じて
0～20万円/日
【売上高減少方式】

など

いいえ

協力金額の判定方法(横浜市・川崎市・相模原市を除く県域)

中小企業か

※中小企業は、飲食業については、資本金等の額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人。カラオケなどのサービス業については、資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人。

はい

前年又は前々年の4・5月の
飲食部門における1日当たりの売上が
以下のどれに当たるか

- ① : 8.3333万円以下
- ② : 8.3333万円超～25万円以下
- ③ : 25万円超

③

前年又は前々年4・5月の
飲食部門における1日当たりの
売上が、今年4・5月の1日当たり
売上がと比較して、
減少額が25万円以下か

はい

いいえ

1日あたり協力金額

添付書類

2.5万円/日
【売上高方式】

売上高を証する
書類は不要(70%の店舗)

- ・誓約書
- ・内外観の写真
- ・営業許可証の写し
など

売上高に応じて
2.5～7.5万円/日
【売上高方式】

- ・誓約書
- ・内外観の写真
- ・営業許可証の写し
- ・確定申告書の写し
- ・対象月の前年又は
前々年の売上に係
る売上帳等の写し
など

7.5万円/日
【売上高方式】

売上高減少に応じて
7.5～20万円/日
【売上高減少方式】

- ・誓約書
- ・内外観の写真
- ・営業許可証の写し
- ・確定申告書の写し
- ・対象月及びその前
年又は前々年の売
上に係る売上帳等
の写し
など

売上高減少に応じて
0～20万円/日
【売上高減少方式】

いいえ

協力金第8弾の対象期間等の変更について

神奈川県が「まん延防止等重点措置区域」に指定されたことに伴い、現在行っている時短要請の終期が4月21日から4月19日に変更されたことから、**協力金第8弾の対象期間も、その終期を、4月21日から4月19日に変更**します。

また、それに伴い、最大交付額も次のとおり変更します。

対象期間	当初	令和3年4月1日から令和3年4月21日まで（21日間）
	変更後	令和3年4月1日から令和3年 4月19日 まで（ 19 日間）
交付額	当初	1店舗あたり最大84万円
	変更後	1店舗あたり 最大76万円

「マスク飲食実施店」 認証制度の創設 ～感染防止対策取組書のグレードアップ～

Kanagawa Prefectural Government

感染防止対策取組書の充実強化について

全飲食店 約50,000件

感染防止対策取組書 登録店
(約43,000件) ※重複分除く

- ・感染防止対策の「見える化」
- ・店舗、利用者の協働
＜ハード・ソフト(運用)の確認・改善＞

感染防止対策取組書 未登録店
(約7,000件)

取組項目の拡充促進

「マスク飲食実施店」の
認証

登録促進(裾野の拡大)

Kanagawa Prefectural Government

マスク飲食実施店

<コンセプト>

- ・マスク飲食の「推奨」から「完全実施」へ

<位置づけ>

- ・感染防止対策取組書の発展型（スピノフ）

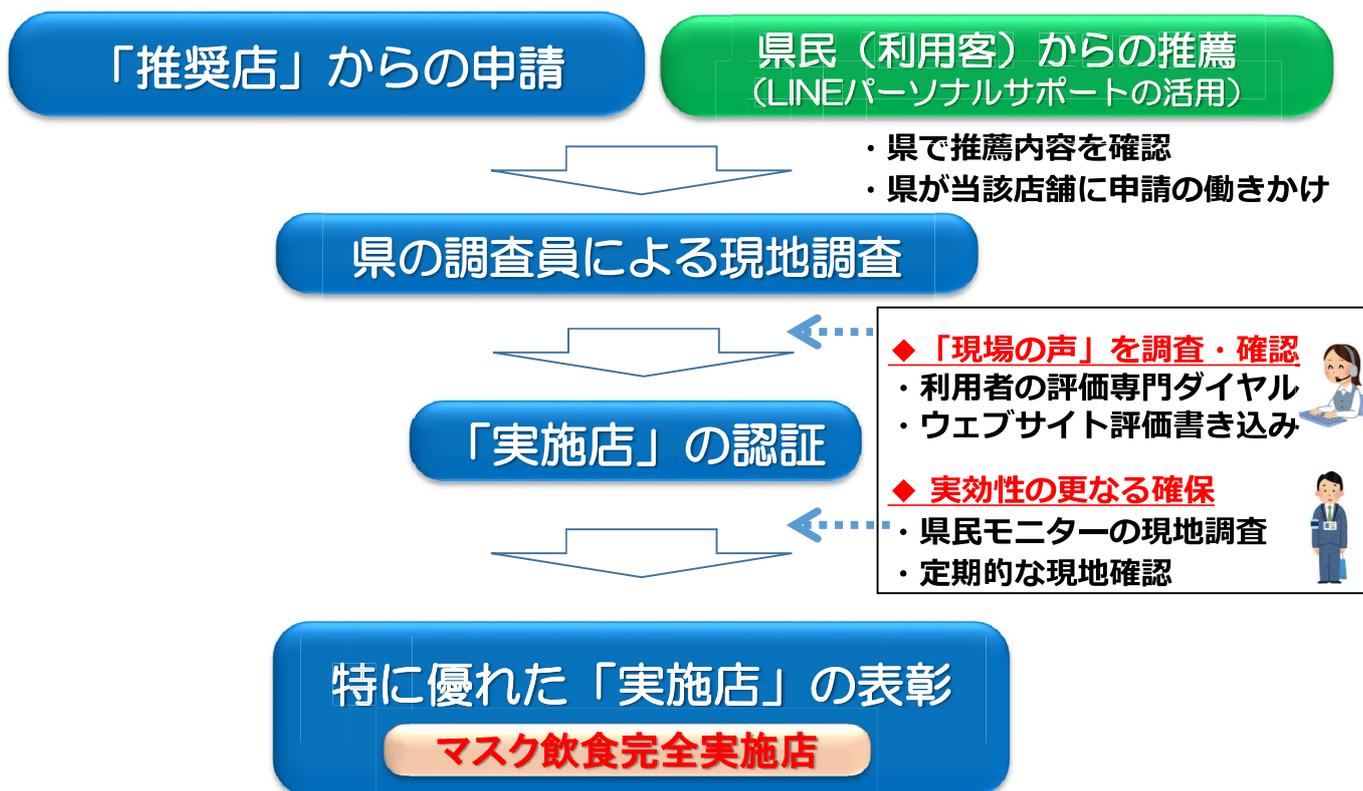
<目指す姿>

- ・「マスク着用」のドレスコード化
- ・「マスク飲食（会話時のマスク着用）」のルール化



2

フロー図（イメージ）



マスク飲食実施店が行うこと

基本的な感染防止対策

- ・アクリル板等の設置
又は座席の間隔の確保
- ・手指消毒の徹底
- ・換気の徹底



- 1 マスク飲食実施店であることの**対外的な発信（宣言）**
- 2 来店時の「マスク飲食の実施」についての**丁寧な説明**
- 3 マスク飲食に協力しない方に対する**入店遠慮の働きかけ**
- 4 マスク飲食用**マスク等の配布（当面、県から提供）**
- 5 注文用タブレット、店内放送・ディスプレイ等での**呼びかけ**
- 6 注文時や料理提供時の**再度の説明**
- 7 マスク飲食の実施状況の**ウォッチ**
(注文した料理を待っている間含む)
- 8 マスク等なしで会話をする方に対する**着用の呼びかけ**
- 9 マスク飲食に協力しない方に対する**早期退店の要請**



Kanagawa Prefectural Government

※ 営業時短要請対象からの除外について、今後、国と調整

4

マスク飲食実施店へのインセンティブ

- ✓ **県のホームページで全面的にPR**
- ✓ **店舗の取組を新聞広告で広く発信**
- ✓ **卓上ポップの提供**
- ✓ **マスク等の提供** (認証後約6カ月間)



SNSを活用した 「マスク飲食」の普及啓発について

Kanagawa Prefectural Government

「マスク飲食」の推奨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止

○基本的な感染防止対策**MASK(マスク)**の徹底

(M:適切な**マスク**着用、A:**アルコール**等で消毒、S:アクリル板等で**しゃへい**、K:**距離**と**換気**、冬はこれに加え、**加湿**)

○特に飲食の場は、**飛沫感染**の**リスク**が高い



飲食の場でも会話をする際にはマスクをする
「マスク飲食」の推奨

「マスク飲食」の形態

＜長時間の飲食の場合＞



- 片方の耳ひも部分を持ち、耳からマスクを外して飲食
- 会話をするときには再びマスクを着用

＜短時間の飲食の場合＞



Kanagawa Prefectural Government

これまでの「マスク飲食（会食）」の取組

掲示用ポップ・卓上ポップの作成

チラシによる広報

新しい飲食マナー
マスク飲食

基本的な感染防止対策 MASK を徹底しましょう

- M** 適切なマスク着用
- A** アルコール等で消毒
- S** アクリル板等でしゃべり
- K** 距離と換気、冬はこれに加え、加温

1 飲食する前に、必ず新しいマスクに交換は必ずしましょう。マスクは顔に密着させ、鼻と口を完全に覆い、両端のひも部分をしっかりと握ります。

2 手をアルコール消毒液でしっかりと消毒し、新しいマスクを着用します。

3 片方のひも部分を握り、ゆっくり丁寧に耳からマスクを外して飲食や会話を行います。マスクを外した後は、必ず手洗いをします。

4 おしゃべりを始めるときは、必ずマスクを着用し、会話中はマスクを着用し続けます。

新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル
0570-056774
045-285-0536

新型コロナウイルス感染症対策本部



動画による広報



Kanagawa Prefectural Government

さらなる「マスク飲食」の推奨

- 「マスク飲食」の認知度は上がっている。
- しかし、実践するまでの行動変容に至っていない。
- お店でも「お客様にお願いしづらい」との声あり。
- 若い世代を中心に感染者が急増
- 昼夜を問わず「マスク飲食」の実践が必要

マスク飲食を自分事として「より多くの方に」実践してもらうため



SNSを活用した「マスク飲食」の普及啓発

Kanagawa Prefectural Government

4

SNSを活用した「マスク飲食」の普及啓発

「マスク飲食」を実践している写真や動画を
訴求力の高いSNS (Instagram、Twitter) で募集

Instagram



ツイッター



Kanagawa Prefectural Government

5

SNSを活用した「マスク飲食」の普及啓発

キャンペーン名

神奈川マスク飲食

実施期間

令和3年4月20日(火)から9月30日(木)までの5か月間

応募資格

SNS (Instagram、Twitter) の個人アカウントをお持ちの方

応募方法

- ①公式アカウント (@kanagawamask) をフォロー
- ②マスク飲食を実践している写真や動画を投稿

#マスク飲食実践中

SNSを活用した「マスク飲食」の普及啓発

プレゼント

応募された投稿者の中から抽選で
国産の不織布マスク1年分(400枚)をプレゼント (県民に限る)

総計20万枚

実施期間5か月 × 毎月の当選者100人 × マスク1年分400枚

※民間企業から寄付されたマスクをプレゼントとして活用

特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針（案）

令和3年4月16日制定

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部

令和3年4月16日、特措法（以下、「法」という。）第31条の4第3項に基づく新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の公示を受け、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、次により必要な措置等を行う。

1 措置を実施する期間

令和3年4月20日～5月11日（22日間）

2 措置区域

横浜市、川崎市、相模原市

3 措置区域、その他区域で実施する措置の内容

（1）県民の外出自粛等

- 県民に対し、人の移動と、人と人との接触機会の抑制を図るため、法第24条第9項に基づき、生活に必要な場合（※）を除く、日中を含めた外出の自粛、生活に必要な場合を除く都道府県をまたぐ移動の自粛、混雑している場所や時間を避けて行動すること、感染対策が徹底されていない飲食店等の利用自粛について、協力を要請する。

※生活に必要な場合の例

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な出勤・通学、自宅近隣における屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なもの

- 県民に対し、措置区域においては法第31条の6第2項に基づき、その他の地域においては、法第24条第9項に基づき、時短営業の要請をしている時間以降に飲食店等にみだりに出入りしないことを要請する。
- 路上での飲酒、いわゆる路上飲みをしないよう要請する。
- 昼夜を問わずマスク飲食の実践、感染リスクが高まる「5つの場面」、在宅勤務、時差出勤などの周知の徹底を図る。

(2) 事業者への要請等

ア 飲食店等への要請

- 食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店（居酒屋含む）、喫茶店等（宅配・テークアウトサービスは除く。）に定める施設、以下「飲食店等」という。）に対し、次のとおり要請する。

措置区域 (横浜市・川崎市・相模原市)	その他区域
営業時間の短縮（法第31条の6第1項） ・営業時間は5時から20時まで （酒類の提供は11時から19時まで）	営業時間の短縮（法第24条第9項） ・営業時間は5時から21時まで （酒類の提供は11時から20時まで）
まん延防止等の措置（法第31条の6第1項） ・ 従業員に対する検査を受けることの勧奨 ・ 入場者の感染防止のための整理及び誘導 ・ 発熱、その他の症状のある者の入場の禁止 ・ 手指の消毒設備の設置 ・ 事業所の消毒 ・ 入場者へのマスク飲食の周知 ・ 正当な理由なくマスク飲食等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止 ・ 施設の換気 ・ アクリル板等飛沫を遮ることのできる板等の設置、利用者の適切な距離の確保など飛沫感染防止に効果のある措置	まん延防止等の措置（法第24条第9項） 同左
必要に応じて以下の措置を講じる。 ・ 要請に応じない事業者への <u>命令</u> （法第31条の6第3項） ・ 要請・命令時の <u>公表</u> （法第31条の6第5項） ・ 命令のための立入検査等（法第72条） ・ 命令違反等に対する <u>過料</u> （法第80条）	
全ての店舗へのガイドライン遵守要請（法第24条第9項） 飲食を主として業としている店舗に対するカラオケ設備の利用自粛要請（法第24条第9項）	

イ その他の施設への対応

- 施設に人が集まり、飲食につながる可能性のある一定の施設については、時短営業等について働きかけを行う。

措置区域 (横浜市・川崎市・相模原市)	その他区域
営業時間の短縮 ・営業時間は5時から20時まで (酒類の提供は11時から19時まで)	営業時間の短縮 ・営業時間は5時から21時まで (酒類の提供は11時から20時まで)
施設	働きかけの内容
運動施設、遊技場	<ul style="list-style-type: none"> ・人数上限5,000人、かつ、収容率要件※以下とすること。 ※大声なし：100%以内 大声あり：50%以内 ・時短営業の働きかけ ・入場者の感染防止のための整理誘導の働きかけ
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場又は公会堂、展示場	
博物館、美術館又は図書館	
ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び別途通知する施設を除く。）	
物品販売業を営む店舗（1000平米超）（生活必需物資を除く。）	
サービス業を営む店舗（1000平米超）（生活必需サービスを除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ・時短営業の働きかけ ・入場者の感染防止のための整理誘導の働きかけ
全ての店舗へのガイドライン遵守要請（法第24条第9項）	

※具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする。

- 上記以外の業種に対する施設の使用制限、時短要請等については、必要に応じて検討する。

ウ イベントの開催制限

- イベント主催者等に対し、法第24条第9項に基づき、イベントの開催は、次の規模要件に沿った開催を要請する。なお、この制限は新規販売分に適用し、既存販売分には適用しない。

あわせて、時短営業や、参加者に対するイベント前後の会食自粛の周

知について働きかけを行う。

措置区域 (横浜市・川崎市・相模原市)		その他区域							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>収容率</th> <th>人数上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 歓声・声援等が 想定されないもの ・クラシック コンサート ・演劇、寄席、 古典芸能等 (雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、 講談、落語等) ・展示会 等 </td> <td rowspan="2">5,000 人</td> </tr> <tr> <td> 歓声・声援等が 想定されるもの ・ロック、ポップ コンサート ・スポーツ イベント等 </td> </tr> <tr> <td> 100%以内 (席がない場合は適切な間隔) </td> <td> 50%以内 (席がない場合は十分 な間隔) </td> </tr> </tbody> </table>		収容率	人数上限	歓声・声援等が 想定されないもの ・クラシック コンサート ・演劇、寄席、 古典芸能等 (雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、 講談、落語等) ・展示会 等	5,000 人	歓声・声援等が 想定されるもの ・ロック、ポップ コンサート ・スポーツ イベント等	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%以内 (席がない場合は十分 な間隔)	
収容率	人数上限								
歓声・声援等が 想定されないもの ・クラシック コンサート ・演劇、寄席、 古典芸能等 (雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、 講談、落語等) ・展示会 等	5,000 人								
歓声・声援等が 想定されるもの ・ロック、ポップ コンサート ・スポーツ イベント等									
100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%以内 (席がない場合は十分 な間隔)								
営業時間短縮の働きかけ ・営業時間は5時から20時まで (酒類の提供は11時から19時まで)	営業時間短縮の働きかけ ・営業時間は5時から21時まで (酒類の提供は11時から20時まで)								
・イベント主催者等へのガイドライン遵守要請(法第24条第9項) ・入場者の感染防止のための整理誘導の働きかけ									

※具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする。

エ テレワークの徹底等

- 事業者に対し、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、接触機会の低減に向け、テレワークやローテーション勤務の働きかけを行う。
- 時差出勤、週休や昼食時間の分散化、テレビ会議の活用、感染リスクが高まる「5つの場面」を避けるなど、通勤・在勤時の密を防ぐ取組の徹底の働きかけを行う。
- 基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛を呼びかけるよう働きかけを行う。

オ 大学や学校への要請

- 法第 24 条第 9 項に基づき、大学や学校に対し、学生、生徒への基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛を呼びかけるよう要請する。あわせて、「感染防止のための所要の措置を講じること」を要請する。特に寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底を要請する。

4 措置の実効性を確保するための対応

- 県は、3 (2) アの要請に応じた事業者に対し、別途定める基準に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を支給する。なお、県の感染防止対策取組書や市町村が作成する感染防止対策にかかるステッカーの掲示、マスク飲食の推奨等を支給の条件とする。
また、所管団体を通じた周知のほか、市町村と連携して、個別の店舗を訪問するなど、時短営業の協力を要請する。
- チラシ、ポスター、ホームページ、SNS など、あらゆる広報媒体を活用し、外出自粛要請等の周知を徹底する。

5 飲食店等の感染防止対策の強化

- 基本的対処方針及び国の事務連絡に基づき、飲食店におけるガイドラインの遵守を促すため、措置区域から順次、個別の店舗を訪問する。
- マスク飲食の普及徹底を図るため、マスク飲食を実施する飲食店の認証制度を運用する。

6 医療提供体制の確保等の取組

(1) 病床確保

- 医療機関との協定に基づくフェーズに応じた即応病床の確保に努める。
- 後方支援病院の充実・搬送体制の確保と変異株患者入院措置等見直しを行う。

(2) 自宅療養支援体制

- リスクの高い療養者を早期に医療ケアに繋げる「地域療養の神奈川モデル」の展開を図る。

- 血中酸素飽和度に着目した健康観察による自宅療養の支援と「かながわ緊急酸素投与センター」の運用準備を行う。

(3) 宿泊療養施設の確保

- 第3波後に確保した新たな宿泊療養施設を含め、利用率向上に向けた取組を行う。

(4) 医療機関・福祉施設等への感染拡大防止に対する支援

- 施設等の感染拡大防止に関する指導・助言等クラスター未然防止対策に対する支援に努める。
- C-CATの早期投入により、小規模クラスターの拡大防止及び大規模クラスターの発生時の収束に向けて、継続的な支援を行う。

(5) 検査体制の充実

- 変異株の監視体制を強化するため、モニタリング検査を拡充する。
- 日本財団と連携し、全県下で、高齢者施設従事者への定期検査を実施する。
- 感染拡大地域で、障害者施設従事者への定期検査を重点的に実施する。
- 国事業と連携し、市中・事業所・大学でのモニタリング検査を実施する。

7 県機関の取組

別途定める「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に沿って対応する。

8 その他

- まん延防止等重点措置等により影響を受ける県民・事業者に対し、国の施策と連携し、きめ細かな支援に努める。
- 県民や事業者の様々な相談に応じるため、コールセンターによる相談体制を拡充する。

別表1 法第31条の6第1項に基づき、営業時間の短縮を要請する施設

施設の種類	施設
飲食店	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店等 （宅配・テークアウトサービスは除く。）
遊興施設等	バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗

別表2 法によらない、営業時間の短縮の働きかけを行う施設
（外出を誘発し、飲食につながる可能性がある施設）

施設の種類	施設
遊興施設	（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び別途国が通知する施設を除く。）
運動、遊技施設	運動施設又は遊技場
劇場等	劇場、観覧場、映画館又は演芸場
集会・展示施設	集会場又は公会堂、展示場、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、博物館、美術館又は図書館
商業施設	物品販売業を営む店舗（1,000平米超） サービス業を営む店舗（1,000平米超）

新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針

令和2年3月30日策定
令和2年5月25日改定
令和2年6月18日改定
令和2年7月9日改定
令和2年7月17日改定
令和2年7月29日改定
令和2年8月7日改定
令和2年8月19日改定
令和2年9月15日改定
令和2年11月20日改定
令和3年1月4日改定
令和3年3月5日改定
令和3年3月18日改定
令和3年3月24日改定
令和3年4月15日改定
令和3年4月16日改定

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部

新型コロナウイルス感染症に関して、次の方針で対応する。

1 情報提供・相談対応

- ホームページ、SNSなど、様々な媒体を活用し、人と人の距離の確保、3つの密を避ける行動など、基本的な感染防止対策や、新しい生活様式への行動変容を促す啓発に努める。
- ホームページの特設サイトで、新型コロナウイルス感染症に関する様々な情報や、影響を受けている県民や事業者に対する支援など、総合的な情報発信に努める。
- 最新の感染状況やモニタリング指標の動向については、ホームページやSNSを通じて、迅速に情報提供を行う。
- LINE公式アカウント「新型コロナ対策パーソナルサポート」の普及促進に努める。
- 新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル等を通じて、健康・医療、経営など、県民の相談にきめ細かく対応する。

2 まん延防止対策

(1) 新しい生活様式の定着促進

- 県民へ新しい生活様式の普及と定着の促進を図る。また、感染防止対策がされていない場所へ行くことを控えることを周知する。

(2) 事業者における感染防止対策の促進

- 在宅勤務、時差出勤など、人との接触機会を低減する取組を促進する。
- 事業者の感染防止対策を支援するため、標準的なガイドラインの公表、周知を図り、感染防止に必要な設備整備等に対する財政支援を行う。
- 事業者がガイドライン等に基づく感染防止対策が見える化できるよう、「感染防止対策取組書」を普及、促進する。
- 事業所で感染者が発生した際に、利用者に濃厚接触の可能性を通知する「LINEコロナお知らせシステム」を普及、促進する。

(3) イベントの開催制限（別紙）

- 別紙「3 イベントの開催制限について」のとおりとし、具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする。
- イベントの開催にあたっては、感染防止対策を講じるとともに「感染防止対策取組書」及び「LINEコロナお知らせシステム」の二次元コードを掲示するよう周知する。
なお、リスクへの対応が整わないと判断される場合は、中止又は延期等、主催者に慎重な対応を求める。

(4) 感染拡大に向けた対応

ア モニタリングの実施

- 県は感染拡大に備え、(別紙)「1 モニタリング指標」に基づきモニタリングを行い、患者の増加傾向等の推移を踏まえて感染状況のステージを総合的に判断する。

イ 感染防止等の措置

- 本県の感染状況を踏まえ、国の基本的対処方針や政府の分科会提言等に基づき、外出自粛や営業時間短縮等の必要な措置を行う。

ウ まん延防止等重点措置の対象区域とされた際の対応

- まん延防止等重点措置の対象となった場合は、「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」を定め、まん延防止等重点

点措置等を実施する。

エ 緊急事態宣言が出された際の対応

- 本県が緊急事態宣言の対象となった場合は、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」を定め、緊急事態措置等を実施する。

(5) 県機関における取組

- 「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に基づき、必要な対応を図る。

3 サーベイランス・医療の提供、医療体制の維持

- 市町村や地域の関係機関等と連携・協力しながら、医療崩壊を防ぐための現場起点の医療提供体制「神奈川モデル」を維持・進化させ、医療・福祉・高齢者等の保護に取り組み、感染者数を極限まで抑える。
- 検査体制については、医師が必要と判断した場合に迅速に検査が受けられるよう、外来診療や検査キャパシティの拡充を図る。
 - ・医師会等の関係団体と連携し、地域の実情に応じた地域外来・検査センター等の設置を推進
 - ・民間の検査機関等も含めた検査能力の拡大
 - ・スマートアンプ法の導入によるPCR検査の迅速化や、抗原検査・抗体検査の導入検討など、多様な検査手法の活用
- 感染拡大の段階に応じて、重症・中等症・軽症など症状に応じた適切な医療を迅速に提供するため、病床や宿泊療養施設、搬送手段等の確保に努める。
 - ・高度医療機関、重点医療機関、重点医療機関協力病院相互の連携による病床確保
 - ・軽症者・無症状者のための宿泊療養施設の確保
- 小児や精神疾患患者などをはじめ、患者の特性や生活環境に応じて、きめ細やかな医療を提供できるよう「神奈川モデル」の充実を図る。
- 医療機関や福祉施設等における院内感染の防止に向けて、必要な物資等の提供を速やかに行うとともに、クラスター等の発生時には専門的なチーム（C-CAT）を派遣するなど、適切な支援を行う。
- 医療機関や関係施設等の従事者や家族などへの偏見や風評被害を防止するための啓発に努めるとともに、医療従事者等へのこころのケアなどの支援に取り組む。
- 医療提供体制については、新型コロナウイルス感染症患者の急増局面や減少局面等、感染状況の変化に速やかに対応するため、感染状況を示す全国基準である「ステージ（Ⅰ～Ⅳ）」の動向を見据え、これに先行して本県で病床の拡大等を要請する段階について、「病床確保フ

フェーズ」として改めて整理する。

病床確保フェーズの移行については、入院患者の増加状況（減少状況）等を総合的に判断し、病床拡大の場合はステージの移行に先行して神奈川モデル認定医療機関に病床確保等の要請を検討する。

なお、病床拡大を要請した場合は、3週間以内に必要な即応病床数を確保する。

4 経済・雇用対策等

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業への経営相談や、制度融資を活用した金融支援などにより、中小企業の経営安定化に努める。
- 店舗における感染防止対策への支援や、売上げが減少している事業者の再起促進支援、緊急事態宣言に伴う休業に対応した事業者への支援を進める。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、内定を取り消された方が生活費を得ながら、就職活動が行えるよう、緊急雇用対策を進める。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、生活に困窮する県民を対象に、くらし、住まい、しごとの相談をワンストップで受け付ける生活支援総合相談窓口を運営する。
- これら支援策について、国等の支援策とあわせ、県民、事業者にわかりやすく周知する。

5 物資・資機材の確保

- 医療機関や社会福祉施設、教育機関などで不足するマスクや消毒液などの物資について、国や他の自治体、協定事業者への要請などにより調達、供給に努める。

6 本部体制の充実

- 特措法に基づく本部体制の下、引き続き、全庁が緊密に連携して、新型コロナウイルス感染症対策に取り組む。

7 その他

- 本方針に定めた対策や体制は、状況の変化に応じて、更なる強化や、通常に戻すなど、柔軟に対応する。また、国が状況の変化に応じて発出する通知等を参考に適切に対応する。

1 モニタリング指標

以下の指標は目安であり、これらの指標をもって機械的に判断するのではなく、患者の増加傾向等の推移を踏まえて総合的に判断する。

	医療体制等の負荷		②療養者数	監視体制 ③PCR陽性率	感染の状況		クラスター発生状況 ⑦病院・施設・学校等のクラスター発生状況	
	①病床のひっ迫具合				④新規報告数	⑤直近一週間と先週一週間の比較		⑥感染経路不明割合
	病床全体	うち重症患者用						
ステージ3の指標	最大確保病床の占有率 20%以上	最大確保病床の占有率 20%以上	人口 10 万人当たり全療養者数 15 人以上	10%	15 人/10 万人/週 以上	直近一週間が先週一週間より多い。	50%	—
ステージ4の指標	最大確保病床の占有率 50%以上	最大確保病床の占有率 50%以上	人口 10 万人当たり全療養者数 25 人以上	10%	25 人/10 万人/週 以上	直近一週間が先週一週間より多い。	50%	—

(ステージは、国が令和2年8月7日付け事務連絡で示したものを表す。)

2 病床確保フェーズ

	病床確保フェーズ0	病床確保フェーズ1	病床確保フェーズ2	病床確保フェーズ3	病床確保フェーズ4
新型コロナ医療体制	感染症指定医療機関等	高度医療機関、重点医療機関、協力病院 (軽症者は自宅・宿泊療養)			
即応病床数	120 床	927 床	1,204 床	1,475 床	1,790 床
地域医療体制	原則平時医療を継続			一部医療の抑制	
ステージ(国定義)	ステージⅠ	ステージⅡ	ステージⅢ (病床利用率 20%超)	ステージⅣ (病床利用率 50%超)	

3 イベントの開催制限について

時期		収容率		人数上限
令和2年 5月25日 ～	屋内	50%以内		100人
	屋外	十分な間隔		200人
6月19日 ～	屋内	50%以内		1,000人
	屋外	十分な間隔		1,000人
7月10日 ～	屋内	50%以内		5,000人
	屋外	十分な間隔（できれば2m）		5,000人
9月19日 ～	イベント の 類型	歓声・声援等が 想定されないもの ・クラシック コンサート ・演劇、寄席、 古典芸能等 （雅楽、能楽、 文楽、歌舞伎、 講談、落語等） ・展示会 等	歓声・声援等が 想定されるもの ・ロック、ポップ コンサート ・スポーツ イベント等	○収容人数 10,000 人超 ⇒収容人数の 50% ○収容人数 10,000 人以下 ⇒5,000 人 （注）収容率と人数上 限でどちらか小さい ほうを限度（両方の条 件を満たす必要）
		100%以内 （席がない場合は 適切な間隔）	50%以内 （席がない場合は 十分な間隔）	
令和3年 1月8日 ～	屋内	50%以内		5,000人
	屋外	十分な間隔（できれば2m）		5,000人
3月22日 ～	イベ ント の 類型	「9月19日～」と同じ		5,000人、又は 収容人数 50%以内 （≤10,000人） のいずれか大きい方
4月20日 ～	イベ ント の 類型	「9月19日～」と同じ		5,000人

※ 具体的な条件については、国の事務連絡による。

イベントの開催にあたっては、感染防止対策を講じるとともに「感染防止対策取組書」及び「LINEコロナお知らせシステム」の二次元コードを掲示する。

令和2年2月26日策定
令和2年2月28日改定
令和2年3月11日改定
令和2年3月24日改定
令和2年3月26日改定
令和2年3月30日改定
令和2年4月6日改定
令和2年4月7日改定
令和2年5月5日改定
令和2年5月25日改定
令和2年7月9日改定
令和2年11月20日改定
令和3年3月18日改定
令和3年3月24日改定
令和3年4月16日改定

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針

新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針に定める「県機関における取組」については、次のとおりとする。

1 全庁を挙げた対策の実施

全部局・任命権者が新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部体制の下、急を要しない事業の中止や見直しを徹底するとともに、全庁共通業務などの内部管理事務の改善・簡素化を進め、医療提供体制の維持、医療・福祉従事者への支援や県内経済の安定に向けた取組などの業務に注力する。

2 新しい生活様式の定着に向けた取組

(1) 職員向け対策

- ・ 職員一人ひとりが、日常の感染予防対策に努めるとともに、すべての所属において換気や消毒など職場の感染予防対策に努める。
- ・ テレワーク等を率先して実施することにより、職場の出勤者の減少や交通機関の混雑緩和を図り、身体的距離を確保した環境づくりに努める。
- ・ オフィスへの通勤や対面での業務を前提としない働き方を継続していくため、押印の廃止に向けた取組など、電子化・オンライン化を推進する。
- ・ なお、これらの対策の具体的な対応については、状況の変化に応じて、適宜通知により周知徹底を図る。

(2) 県民利用施設（*入所施設を除く）

当面（令和3年4月21日まで）の間、原則休館することを基本とし、個々の施設の実情に応じて適切な対応を図る。その状況については、別途県のホームページで広く周知する。

(3) 県民等への対応

県民や事業者の皆様ができるだけ来庁しなくてすむように、県への提出物等について、郵送やインターネットによる提出を周知・要請する。

また、県民や事業者の皆様が来庁した場合に備えて、窓口における透明間仕切りシートの設置などの感染症防止対策を実施する。

業務上やむを得ず、県民や事業者等の相手方へ訪問する際には、最低限の人数・時間とし、感染症の拡大防止対策に十分留意した上で行う。

3 イベント等の実施の扱い

別添資料1「イベント等の実施の扱い」

4 公立学校向け対策

別添資料2「県教育委員会における今後の教育活動等について」

イベント等の実施の扱い

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針のうち「3 イベント等の実施の扱い」について、県が主催するイベント等については、県民、事業者、医療・福祉従事者等の方々への支援等のために職員を確保する観点から、次のとおりとする。

1 対象期間

令和4年3月31日まで

2 対応

(1) 県民が参加するイベント等

原則、中止又は延期とする。

ただし、中止・延期することが困難なものは「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」の定めによるとともに、感染症拡大予防策（※）等を施したうえで、開催することができる。

なお、開催にあたっては、「LINE コロナお知らせシステム」の二次元バーコードの活用や、参加者の氏名・連絡先の把握に努めるなど、感染発生時の参加者への連絡体制を構築するものとする。

(2) 会議・研修等

不要・不急の会議・研修等については、原則、中止又は延期とする。

なお、開催せざるを得ない会議・研修等は、まず電子会議への切替え、書面開催を検討し、難しい場合には、規模の縮小、時間の短縮、座席間隔の確保や間引き等を行い、感染症拡大予防策（※）を施したうえで開催することができる。

※感染症拡大予防策

- 発熱・せき等、かぜの諸症状が見られる方の参加見合わせ
- 参加者への手洗い、うがい、マスクの着用の徹底（主催者の県職員含む。）
- 入場時のアルコール消毒液の設置
- 濃厚接触解消の工夫
- 人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策
- 密閉、密集、密接場面など、クラスター感染発生リスクが高い状況の回避
- 感染発生の場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力

県教育委員会における今後の教育活動等について
(令和3年4月16日現在)

1 公立学校における対応について

(1) 県立学校

まん延防止等重点措置の実施期間中の感染状況、特に変異株の感染者が増加傾向にあること等を踏まえ、児童・生徒の安全安心を確保するため、感染防止対策をより一層徹底しながら対応していく。

<高等学校、中等教育学校>

ア 当面の間は、朝の時差通学を引き続き徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。

イ 今後、感染状況により、必要に応じて短縮授業、分散登校等が実施できるように校長は、引き続きカリキュラム等の検討を行う。

<特別支援学校>

当面の間は、時差通学及び短縮授業を、引き続き徹底する。

《県立学校における児童・生徒への対応》

ア 基本的な対応について

○ 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。

○ 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

イ 学習活動について

○ まん延防止等重点措置の実施期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続する。

ウ 部活動について

○ まん延防止等重点措置の実施期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。

○ まん延防止等重点措置の実施期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染症対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。

エ 修学旅行等について

○ まん延防止等重点措置の実施期間中は、修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。

○ まん延防止等重点措置の実施期間中は、宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とする。

(2) 市町村立学校

上記の県立学校における対応を踏まえた上で、必要に応じて県教育委員会と協議し、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう、市町村教育委員会に依頼する。

2 県立社会教育施設における対応について

- 社会教育施設については、感染防止対策を徹底しながら、まん延防止等重点措置の実施期間中は次のとおり対応する。
 - ・ 博物館・美術館は、事前予約された方に限り入館を可能とする。
 - ・ 図書館は、閉館時間を 19 時までとして、開館する。
 - * 県立図書館横浜西口カウンターの開館時間は 13 時～19 時
 - ・ 博物館・美術館、図書館における講座等については、事前予約制により実施する。

- なお、この対応は、今後の本県の感染状況及び国の動向等によって変更することがある。
- この対応について、速やかに県立学校、市町村教育委員会、県立社会教育施設に通知を発出する。

学校再開後の県内学校における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生状況
(県教育委員会把握分)

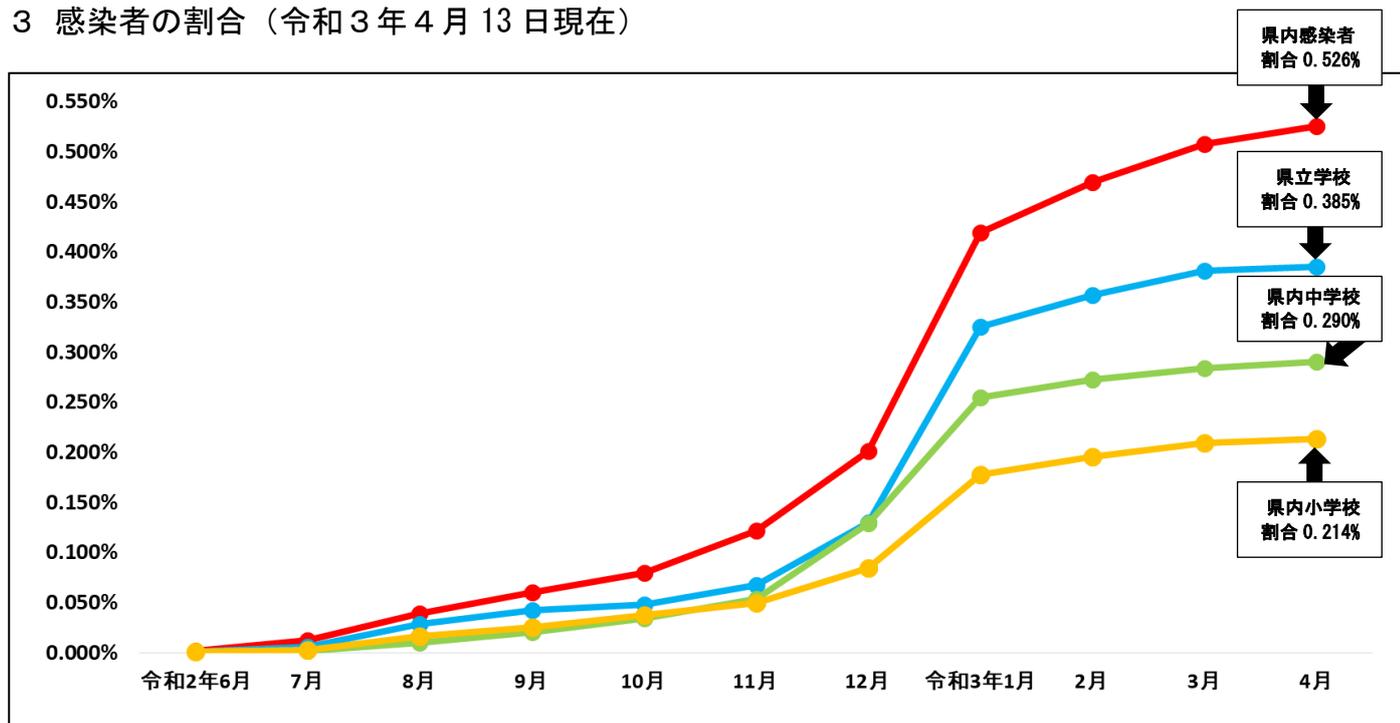
1 県立学校における児童・生徒の月別感染者数 (令和3年4月13日現在)

	R2年6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R3年1月	2月	3月	4月	合計
高等学校、中等教育学校	0	6	27	13	7	20	77	245	39	30	6	470
特別支援学校	1	0	2	5	0	5	4	6	1	1	0	25
合計	1	6	29	18	7	25	81	251	40	31	6	495

2 市町村立小学校及び中学校における児童・生徒の月別感染者数 (令和3年4月13日現在)

	R2年6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R3年1月	2月	3月	4月	合計
小学校	2	9	61	40	54	52	155	415	80	60	20	948
中学校	1	2	17	20	28	39	150	251	36	22	13	579
合計	3	11	78	60	82	91	305	666	116	82	33	1,527

3 感染者の割合 (令和3年4月13日現在)



○ 感染者の割合

県内感染者 (県内感染者数の累計 ÷ 県内総数 9,204,965 人)

県立学校 (県立学校児童生徒感染者数の累計 ÷ 県立学校児童、生徒数 128,424 人)

県内中学校 (県内市町村立中学校生徒感染者数の累計 ÷ 県内市町村立中学校生徒数 199,585 人)

県内小学校 (県内市町村立小学校児童感染者数の累計 ÷ 県内市町村立小学校児童数 443,921 人)

※ 県内総数は、令和2年4月1日現在「神奈川県人口統計調査」より

※ 児童・生徒数は、令和2年5月1日現在「令和2年度学校基本調査報告書」より

知事メッセージ

先月21日に緊急事態宣言が解除されて以来、本県では、感染のリバウンドを防止するため、県民や事業者の皆さんに、不要不急の外出自粛や21時までの時短営業などを要請してきました。

皆さんのご理解、ご協力のおかげで、本県の感染状況は、ステージⅡ相当まで大きく改善しましたが、4月に入って新規感染者は再び増加傾向となり、現在は、緊急事態宣言中の2月中旬と同じ水準となっています。また、感染者急増の予兆と言われる若い世代の感染割合が高まっており、さらに変異株の感染も広がっています。

本県の新規感染者は、ここ3日間連続して1日あたり200人を超えています。

振り返ってみて、200人を最初に超えたのは、11月中旬でした。その後、急速に感染拡大を招き、約1か月半後には2度目の緊急事態宣言となりました。

こうした経験から、感染の兆候を的確に捉え、早期の対策を講じることで、感染の急増を回避することが重要と考え、昨日、国に対して、特措法に基づくまん延防止等重点措置の適用を要請しました。これを受け、本日、国は本県を、4月20日から5月11日までの22日間、まん延防止等重点措置の区域に指定しました。併せて、県は、横浜市、川崎市、相模原市の3市を、「措置区域」に決定しました。

県民、事業者の皆さんには、さらなる感染拡大を抑え、三たびの緊急事態宣言を回避するために、次の事項の徹底を強く要請します。

【県民の皆さんへ】

- 生活に必要な場合を除き、外出は自粛してください。また、通勤や通学などの場合を除いて、都道府県間の移動は控えてください。
- 感染防止対策取組書等の掲示がない店は利用しないでください。特に、時短要請をしている時間以降に、飲食店を利用することは避けてください。
- 昼夜を問わず、外食する場合はマスクを着用する「マスク飲食」を実践してください。県は、マスク飲食が新たなマナーとして広がっていくために、様々な取組を進めていきます。
- 路上などでの飲酒、いわゆる路上飲みはやめてください。県は、関係機関と連携して、繁華街等の巡回を行います。

〔事業者の皆さんへ〕

- 4月21日までの間、県内全ての飲食店等に要請していた21時までの営業時間の短縮要請を次のとおり改めます。
4月20日から5月11日までの間は、
措置区域内の飲食店等は、営業時間は20時まで（酒類の提供は19時まで）
その他区域内の飲食店等は、営業時間は21時まで（酒類の提供は20時まで）
- 飲食店等では、マスク飲食をはじめ、手指消毒、アクリル板の設置、換気など、基本的な感染防止対策を徹底してください。
県は、これらの対策について、店舗を直接訪問して、確認させていただく取組を行います。さらに、マスク飲食を積極的に実践する店舗を認証し、応援する「マスク飲食実施店」認証制度を創設します。
- 時短要請に応じていただいた店舗には、協力金を支給します。支給にあたっては、引き続き、感染防止対策取組書等の掲示とマスク飲食の推奨を条件とします。なお、4月20日からは、措置区域、その他区域とも、新たに店舗の事業規模に応じた協力金を支給します。
- いわゆる昼カラでのクラスターが全国で多く発生しています。飲食を主として業としている店舗では、カラオケ設備の利用を自粛してください。
- イベントは、人数上限を5,000人としてください。営業時間は、措置区域では20時まで、それ以外の区域では21時までとするようお願いします。
- 職場では、「出勤者数の7割削減」を目指し、引き続き、テレワークやローテーション勤務をお願いします。また、時差出勤、昼食時間の分散化など、通勤・在勤時の密を防ぐ取組や、従業員への会食自粛等の働きかけをお願いします。

県は、いわゆる第3波の検証を踏まえて、神奈川モデル認定医療機関と個別に協定を締結し、最大確保病床数を1,555床から1,790床に拡大するとともに、5段階のフェーズに応じた病床数を再設定するなど、医療提供体制をさらに強化しています。

これからゴールデンウィークを迎え、人の移動が活発化する時期になりますが、感染拡大の兆候がある今の段階で、私たち一人ひとりが基本的な感染防止対策にしっかりと取り組めば、1月のような感染の急拡大を抑え込むことができます。県民総ぐるみで、この難局を乗りきれよう、ご協力をお願いします。

令和3年4月16日

神奈川県知事 黒岩 祐治